

広報 仁木 2

北海道仁木町広報紙／令和4年2月3日発行 通算807号

令和4年
2022

特集 考えよう！交通安全のこと

●ひとの動き（令和4年1月21日現在 住民基本台帳より）
人口／3,133人（前月比－4） 男性／1,512人（前月比－3） 女性／1,621人（前月比－1） 世帯数／1,648世帯（前月比－1）
外国人人口／31人 男性／7人 女性／24人 世帯数／25帯 ※外国人人口及び世帯数は外数です

特集

まちの話題

健康フラザ

教育委員会だより

町からのお知らせ

くらしの伝言板

まちのカレンダー



考えよう！交通安全のこと

安心安全に暮らせる 交通事故のない仁木町を目指して

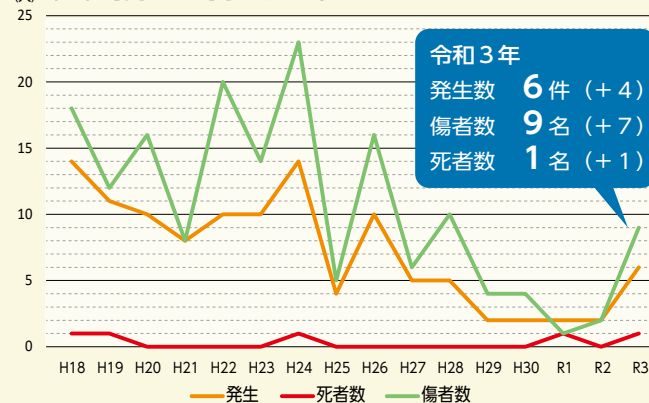
仁木町内での 交通事故発生件数をご存知ですか？

交通事故数が5年ぶりに増加

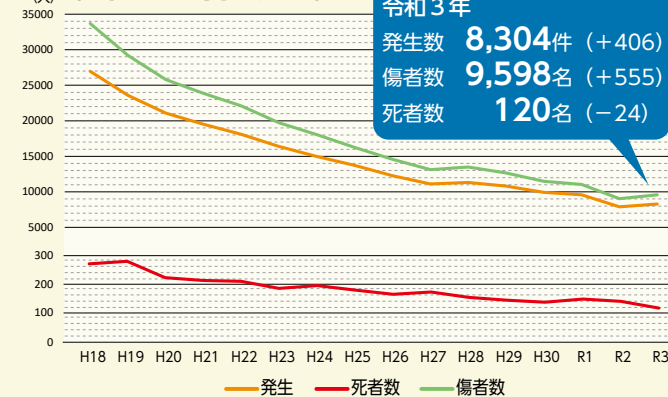
令和3年一年間に、仁木町内で発生した人身交通事故は6件。この事故で9名の方が負傷され、残念なことに1名の方が命を落とされています。

町内の人身事故発生件数は、毎年増減はあるものの減少傾向にあり、特に平成28年以降は発生件数・傷者数ともに少なく推移していましたが、令和3年にはいり大きく増加してしまいました。事故の内容で

仁木町内の人身事故発生状況



北海道の人身事故発生状況



は、車両同士の事故が4件とその大部分を占めており、事故の第一当事者※は全員が町外からの来町者となっています。

※ここで北海道全体の発生状況に目を向けると、本町と同様、発生件数・傷者数が平成28年以來5年ぶりに増加しており、本町においても、今後の推移に注意が必要です。

※第一当事者 交通事故に關与した車両等の運転者又は歩行者のうち、過失が重い者。過失が同程度の場合、人身損傷程度が軽い者のことをいう。

余市警察署で交通課長を務められている松谷さん。通学路の交通安全対策や、交通安全活動への協力、交通安全に関するアドバイスをいただいたり、本町の交通安全の取組に、多くのご協力をいただいています。

余市警察署管内の交通事故は、前方不注意やわき見運転などに起因するものが多く、令和3年に発生した交通事故24件の第一当事者のうち、およそ半分が地元のドライバー。「『いつもの道だから大丈夫』という油断・過信が事故を招きます。常に気を引き締めて運転してください」と松谷さん。

慣れた道の走行では、どうしても気が緩むもの。今一度自分の運転を振り返り、安全運転に取り組んでみてはいかがでしょうか。



北海道警察札幌方面余市警察署
交通課課長 松谷扇太郎さん

油断・過信が事故のもと
慣れた道こそ気を引き締めて

子どもたちは町の宝物
町全体で守り育てていきましょう



仁木町交通安全推進委員会
交通安全指導員 中川 博喜さん

仁木町出身で、お仕事の定年を機に生まれ故郷である仁木町に戻られた中川さん。交通安全指導員になった

きっかけは、毎朝家の前を通学する子どもたちの安全を守りたいと感じたから。

中川さんは、本町の交通安全に関する取組を行っている、仁木町交通安全推進委員会の交通安全指導員。

「子どもの頃に大人から教えられた交通ルールはしっかりと身に付くもの。町の宝である子どもたちを、ご家庭はもちろん、地域全体で守り育てなければなりません」と中川さんは話します。

横断歩道で子どもを見かけたら、しっかりと一時停止。子どもたちを悲しい事故から守りましょう。

町民を対象にした勉強会で
町全体の交通安全意識高揚を



仁木町交通安全協会
会長 小畑 孝彦さん

交通安全指導員として、協会員をはじめ地域全体の交通安全意識の高揚に向けた取組を行っています。

「現在はコロナ禍で、参加者が密になるような取組の実施が難しいですが、身をもって体験して理解することはとても大切なことです。冬道運転技術の実地訓練や、自動ブレーキ、自動運転など、自動車の最新安全技術の試乗体験会などを実施したいと考えています」と小畑さん。

こうした交通安全の先進技術をはじめ、交通安全に関する様々な知識を身に付けることで、町全体の交通安全意識を高めましょう。

余市警察署から
交通安全のお願い



冬道運転、4つのポイントを再チェック！



1月～3月の厳冬期では、ドライバーはスピードを抑えて慎重に運転する傾向にあります。止まろうと**ブレーキを踏んでも止まれずに前の車に追突してしまふ事故が多発**します。凍結路面では停止に必要な距離が伸びるので、路面乾燥時の2倍以上を目安に十分な車間距離を保ち、急ブレーキを避けるようにしましょう。

- ポイント1 スピードダウン**
夏場より10km以上スピードダウン。時間にも気持ちにも余裕を！
- ポイント2 十分な車間距離**
路面乾燥時の2倍以上の車間距離を確保し、ゆとりの安全運転！
- ポイント3 「急」な操作は禁物**
急加速・急ブレーキ・急ハンドルなど「急」のつく操作は禁物！
- ポイント4 危険時には早めの徐行**
ホワイトアウトなど視界不良時は、無理せず、早めに徐行！



冬季間、踏切前は路面が凍結し非常に滑りやすくなります。ドライバーは**十分な距離からしっかりと減速し、踏切前では必ず一時停止**しましょう。

また町内で、踏切以外の線路敷地を横切る例が報告されています。鉄道では時刻表にない臨時列車も運行されています。**線路敷地内には絶対に立ち入らない**ようにしてください。

令和3年、町内で発生した死亡事故は踏切事故でした。踏切事故は重大な事故に直結しかねません。一人ひとりがルールを守り踏切事故を無くしましょう。



実現しよう！
事故の無い
安心安全な仁木町

「ちょっとくらい大丈夫」「いつものことだから」わずかな油断が、取り返しのつかない悲惨な交通事故を招きます。逆に、一人ひとりが交通ルールやマナーを守ることで、交通事故は防ぐことができるのです。

子どもたちは、交通安全教室など学習の場以外に、他人の行動から交通ルールを学んでいきます。私たち大人は、子どもたちの手本となり、正しい交通ルールを子どもたちに伝えていかなければなりません。

皆さんは「交通ルールをきちんと守っている！と、子どもたちの前で胸を張って言えますか？

自分自身のため、未来を担う子どもたちのため、かけがえのない命を守る交通ルールについて、今一度しっかりと考えてみませんか？

地域防災力の強化に期待

社団法人日本損害保険協会から軽消防車の寄贈



令和3年12月21日、社団法人日本損害保険協会から、北後志消防組合仁木消防団が小型動力付き軽消防車の寄贈を受けました。

日本損害保険協会は、昭和27年から地域防災力の強化と、安全・安心なまちづくりに貢献しようと、毎年全国の自治体に消防自動車などの寄贈を行って

り、今回寄贈を受けた車両は、デッキバンタイプの軽自動車。17名の女性団員が所属する仁木消防団にとって、女性消防団員にも扱いやすく、搭載される消火ポンプも持ち運びが可能なタイプのため、火災予防の広報活動から、大規模災害時まで、様々な場面で活躍が期待されます。



①かまくらで皆一緒におやつを食べて大喜び②当日参加した皆さん。「今後は地域の子どもたちのために、例えばお祭りに合わせてミニ縁日などもやってみたいですね」と細川さん(写真左)

1月15日、町内のボランティア団体『絆』のメンバーが、にき保育園のかまくらと雪のスロープ作りを手伝い、約2時間の外作業に汗を流しました。

「かまくら作りは、踏み固める作業が思っていた以上に大変でした。園児の皆さまには、元気いっぱい雪遊びを楽しんでほしい」と、ボランティアの皆さんが話していました。

子どもたちに雪遊びの楽しさを



町で起こった あんな事! こんな事! まちの話題

町内のできごと、行事、イベントなどを写真付きでご紹介。町では広報紙、ホームページ、SNSなどへ掲載のため、撮影・取材活動を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

荒木雅由さん 当 援護事業功労者表彰



「表彰日の12月7日は、兄の戦病死に涙した母の48回忌。この日にいただけて大変嬉しい」と荒木さん

北町の荒木雅由さん(左)が、戦没者遺族などへの援護事業功労者として、厚生労働大臣賞を受賞されました。

荒木さんは昭和51年から仁木遺族会の活動に携わり、同会副会長・会長・顧問を歴任、同会の発展に尽力され、平成29年からは戦没者遺族相談員として、現在も援護事業に携わられています。

荒木さんは受賞にあたり「活動を支えていただいた皆さま、妻に感謝します」と話していました。

健康プラザ 体にちよつといい話

みんなで防ごう! 冬の転倒事故

地域包括支援センター 保健師 村上 萌

仁木町は豪雪地帯のため、冬季は美しい雪景色やスキーなどのウィンタースポーツが楽しめる一方で、雪道につきものである「転倒」のリスクが高くなってきます。もちろん、転倒しても怪我などせずに済むこともありませんが、骨折してしまうと、高齢の方は寝たきり状態になってしまう恐れもあります。今回は、自分でできる冬の転倒予防とともに、周りの方が注意できることについてもお話しします。

●冬に転倒する原因

凍結路面が滑りやすいのは、皆さまご存じのとおりですが、それだけではなく、寒さも原因の一つです。寒いと体が縮こまり、姿勢が悪くなるため転倒しやすくなります。また、寒いと外出自体が億劫になる方もいらっしゃるのではないのでしょうか?その積み重ねが運動不足につながり、筋力や骨量・バランス力が低下するなど、転倒しやすい体を作ってしまうのです。

- 冬の転倒事故を防ぐために【自分でできる確認ポイント】
- ❑吹雪などの悪天候がないか
- ❑吹雪などで天気が荒れる場合は、視界が悪くなりやすいため、注意が必要です。
- ❑気温はマイナス2℃前後でないか
- ❑マイナス2℃前後でツルツルの凍結路面がでやすいと言われています。
- ❑道中に転びやすい場所がないか
- ❑横断歩道の渡り始めと、終わ

- りにある段差や白線の上などは特に滑りやすいです。また、スノーバーなどの建物内も滑りやすいため、外から入るときは、必ず靴底の雪や氷を落としてから入るようにしましょう。
- ❑バスやJRの到着時間・集合などの集合時間までに余裕があるか
- ❑転倒は、身体機能の低下・病気・薬の副作用・転びやすい環境など、様々な要素が合わさることで起こりますが、トイレに急ぐ、あわててバス停に行くなど、焦っていたり、急いでいると、より転倒しやすくなります。
- ❑日頃から時間に余裕を持ち、落ち着いて行動できるようにしておくことが大切です。
- ❑雪道や凍結した路面に対応した歩行になっているか
- ❑転倒しても頭を守ることができるように帽子を着用したり、バランスがとれやすいようにリュックサックなどを使用し

て両手を空けることがお勧めです。また、雪道には、ピン・金具付き、深い溝のある靴がお勧めです。冬靴を買うときは、お店の人に普段歩く路面の状況を伝え、路面に合った靴についてアドバイスをもらうことも大切です。

【周りの方ができるポイント】

❑転倒時の対応を知る

転倒しても無傷の場合もありますが、中には骨折していたり、見た目では分からない脳の損傷などが起こっている場合があります。転倒した本人は、状況を冷静に判断することが難しい可能性もあるため、周りの方は状態をよく確認し、迅速に対応することが大切です。



したときの対応

できるだけ転倒部分を動かさずに、状態をよく観察する

異常なし

様子を見る

異常あり

異常あり

転倒した直後は問題なくても、時間が経ってから異常が出てくることもあるため、観察を続ける。

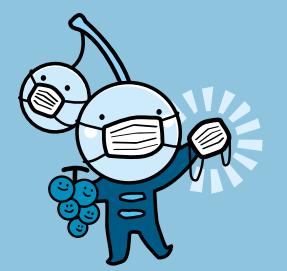


救急車を呼ぶ／病院に行く



+ ワクチン接種後も感染防止対策が必要です！

新型コロナワクチンを接種しても、その感染を完全に防ぐことはできません。接種を終えたあとも、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しましょう。



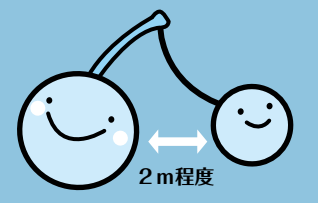
マスクを正しく
つけましょう

会話するときは必ずマスクをつけましょう。鼻を出してつけたりせず、隙間の無いよう正しくつけましょう。



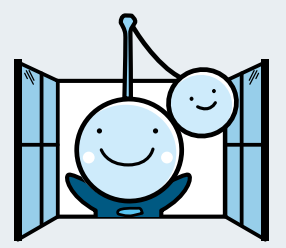
手洗い・手指消毒を
こまめに、丁寧に

外から帰ったら、食事の前、くしゃみをした後など、こまめに、丁寧に手洗い、手指消毒しましょう。



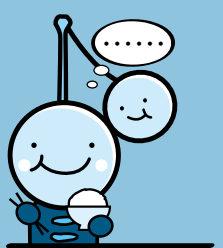
人との距離を
保ちましょう

混雑・ひとごみを避け、スーパーやバス停で並ぶときも人との距離を保ちましょう。



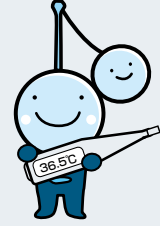
こまめに換気

定期的に窓やドアを開けて室内の換気をしましょう。窓やドアなど、2か所を開けると効率よく換気ができます。



食事中は
「黙食」

外食に限らず、職場・学校でも食事中の会話を控える「黙食」を実践し、食事中、マスクなしでの会話は控えましょう。



体調管理を
しっかり

毎日体温を測るなど、健康チェックを行い、しっかりと体調管理しましょう。発熱や風邪の症状があるときは、無理せず休養をとしましょう。

令和3年度

認知症講演会

のお知らせ

「認知症の世界」

参加無料

内容

- 認知症とは
- 認知症患者との関わり方・コツ
- グループホームとは
- グループホームでの過ごし方
- 質疑応答

令和4年3月4日(金) 13:30～15:00

仁木町民センター 交流ホール

講師

社会福祉法人 仁木福祉会
グループホーム仁木 やすらぎの里

管理者 宇生 哲子 氏
主任 加賀 千鶴 氏

〈申込み・問い合わせ〉

仁木町地域包括支援センター

☎0135-32-3855

(当日参加も可能ですが、事前連絡にご協力お願いいたします。)

※新型コロナウイルス感染拡大により中止する場合があります。

お気軽にご参加ください。

新型コロナウイルスワクチン追加接種開始のお知らせ

現在、国内の新型コロナウイルス感染症の動向は、感染力の強いオミクロン株の急拡大が進み、新規感染者数の増加が続いています。令和4年1月27日現在、北海道をはじめ34都道府県にまん延防止等重点措置が発令されており、引き続き徹底した感染防止の取組が重要です。

※この情報は令和4年1月27日現在のものです。最新の感染状況に注意し、国・北海道・町からの協力要請に応じた対策に取り組んでください。

+ 2月から新型コロナワクチンの追加接種を開始します

町では、新型コロナワクチンを2回接種後、一定の期間が経過した方を対象に、新型コロナワクチン追加（3回目）接種の接種券を送付しています。65歳以上の方には接種予約日時のお知らせ文書（ピンク色の紙）も送付しています。お知らせ文書には接種予約日時が記載されています。その日に都合がつかない場合や、接種を希望しない方、予約日までの2週間以内に他のワクチン（肺炎球菌やインフルエンザなど）を接種している方は、必ずほけん課までご連絡ください。

また、65歳未満の方が接種を希望する場合には、ご自身で接種予約をお願いします。障がいなどにより、ご自身での予約が困難な場合は、ほけん課までご連絡ください。

+ 接種予約日時のお知らせ文書について

ピンク色の紙に印刷されています。お手元に届きましたら以下の内容を確認してください。

住所とお名前を確認してください

接種予約日時の内容を確認してください

接種当日の持ち物を確認してください

不明な場合は ほけん課にお問い合わせください

仁木町〇町〇丁目〇番地
仁木 太郎 様

令和4年〇月〇日

新型コロナワクチン追加接種（3回目）の接種券等発送と予約日時のお知らせ

このたび、3回目のコロナワクチン接種券等をお送りいたします。65歳以上の方は、役場で接種予約をしています。あなた様のコロナワクチン予約日時は次のとおりです。

接種予約日時		
接種日	予約時間	医療機関名
〇月〇日(〇)	14:30	〇〇〇〇〇〇

接種を受ける際の持ち物

- 接種券一体型予診票（同封。問診を事前にご記入ください）
- 新型コロナワクチン接種済証（同封）
- お薬手帳（お持ちの場合）
- 本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）

下記のいずれかに該当する場合は、すみやかに役場ほけん課電話32-2514までご連絡ください。

- 予約日時や医療機関を変更したい場合
- 3回目の接種を受けない場合
- ここ2週間以内に肺炎球菌やインフルエンザ等のワクチン接種を受けた場合

ワクチンを無駄にしないため、皆様のご協力をお願いいたします。

お問い合わせは
仁木町役場ほけん課保健係
電話:32-2514

ワクチンを無駄にしないため、皆さまのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関するご相談は

●ワクチンの予約やその他の相談

●ワクチンの有効性や副反応に関する相談

仁木町ほけん課保健係

北後志新型コロナワクチンコールセンター

ワクチン接種相談センター

☎32-2514

☎0120-113520

☎0120-306154

7

令和4年2月

令和4年2月

6

仁木町やすぎ大学

いつまでもしなやかな体に！



1月26日に第7回講座が開催され、6名の学生が参加しました。この講座のテーマは「健康教室」で、一人ひとりの体の数値を測り、その数値について

保健師から説明を受けました。

次回（第8回）は2月9日に「レクリエーション」をテーマに開催を予定しています。

仁木町子ども体験塾

多様な体験で盛り上がる

1月15日、子ども体験塾第6回講座として「仁木町子どものつどい」が開催され、27名の児童が参加しました。ジャンボカルタや紙飛行機作りを体験し、最後はビンゴ大会で盛り上がりました。

1月26日、ニキヒルズワイナリーにおいて、子ども体験塾特別講座を開催しました。今回で3回目となる最終回では、ワインボトルにラベルを貼る体験などを行いました。

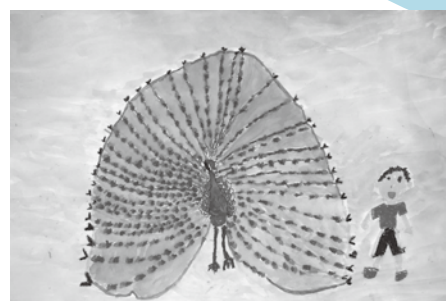
次回は2月19日に、第7回講座として「スノーキャンドルを作ろう」を予定しています。



①仁木町子どものつどい。ビンゴを楽しむ子どもたち
②子ども体験塾特別講座。ラベル貼りのほか、施設についての学習や、ソムリエからワインの開け方などを学びました。

各スポーツ大会結果

●12月26日から福島県郡山市で行われた第30回全国小学生バドミントン選手権大会に小野文慈さん（銀山小5年）が南北海道代表として出場しましたが、惜しくも2回戦で敗退となりました。
●12月12日、小樽市稲北コミュニティセンターで行われた剣道審査会において、深澤彰一郎さん（仁木中1年）が見事、初段に合格しました。



●児童・生徒作品集



創造

仁木小学校 2年 治部袋大介
じんばだいすけ

ぼくは、図工でくじやくの絵をかきました。くじやくの羽を黄色とみどりとおらさきとオレンジ色をつかってかきました。友だちに「きれいだね。」と言われてうれしかったです。

うまくふけたリコーダー



わたしは、この絵をかく時、自分の写真を見ながら、しっかりとかくことができました。とても自分がかんばったところは、下を向いている目線です。うまくかけてうれしかったです。



お知らせ

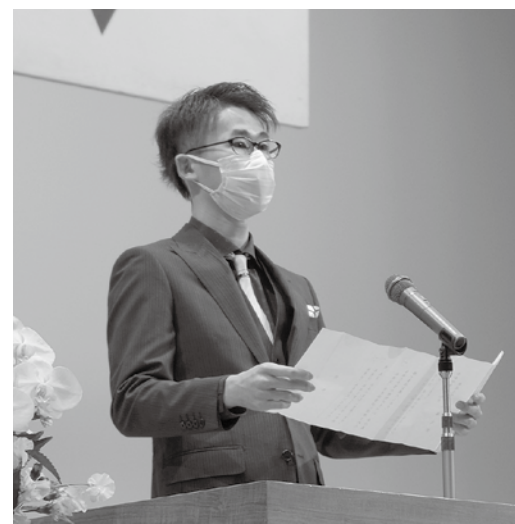
新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、町民センター・山村開発センターの使用を1月21日から当面の間、仁木町民限定としています。なお、使用制限を解除する際は防災行政無線等でお知らせします。

図書室通信



仁木町民センター・図書室から、おすすめの本をご紹介します。
●ゼアゼア
トミー・オレンジ 著
加藤 有佳織 訳

「今年読むべき10冊の本」（ニューヨークタイムズ）の一つであり、全米各紙絶賛の1冊。これは、土地を奪われたアメリカ先住民の子孫、都市インディアン物語。今を生きる12人の視点で展開していく力強い声と言葉に満ちた小説です。



教育委員会だより No. 23

令和4年 仁木町成人式

二十歳の門出を祝福

1月9日(日)に、新成人の門出を祝し、仁木町民センター・多目的文化ホールで令和4年仁木町成人式を開催しました。今年の該当者は平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、式典には華やかな晴れ着やスーツ姿の新成人11名（男性3名、女性8名※）が出席しました。

式典では新型コロナウイルス感染症予防対策のためマスク着用、入口での手指消毒と検温を行い、記念品贈呈、アトラクション、式典後の会食を中止し、時間を短縮した形で行いました。

主催者の仁木町教育委員会を代表して、岩井教育長は「これからは、大人としての自覚を持ち、社会や地域の担い手となり、どのような時でも柔軟に対応できる強い精神をもって行動してください」と式辞を述べました。

新成人代表の工藤大空さんは、「日本国憲法に保障された自由と平等の権利のもとに、その義務と責任を果たします」と宣誓し、式典の最後に鹿内ひかるさんが「これまで育ててくださった地域の皆さま、家族や先生方に深く感謝します。大人としての自覚と責任をしっかりと持ち、新たな一歩を踏み出します」と新成人としての決意や感謝の言葉を述べました。

式典後には友人や家族と笑顔で近況報告や記念撮影をし、会場は華やかな雰囲気になりました。成人を迎えられた皆さま、誠におめでとございます。

※人数は式典当日の出席者。該当者は31名。

小学1年生にシーズン券を無料配布

仁木町ジュニアスキーヤーシーズン券交付事業

昨年度に引き続き2年目の実施となる本事業では、仁木町民スキー場の利用促進を図るとともに、小さいころからスキーに親しみをもち、冬場の体力向上を目指してもらうことを目的として、町内の小学1年生（23名）に共通シーズン券を無料交付しました。





令和4年度仁木町会計年度任用職員 採用試験のご案内

お問い合わせ先
総務課職員係
☎32-2511

仁木町では、パートタイム会計年度任用職員を下記の要領で募集します。

申し込み方法や受験手続きなど、詳しくは町ホームページ（<http://www.town.niki.hokkaido.jp/>）をご覧ください。

■放課後児童クラブ支援員

●任用期間

令和4年4月1日以降の任用開始日から令和5年3月31日まで

※試用期間（条件付き採用期間）1か月

●募集人数

放課後児童クラブ支援員 1名

※以下の資格・経験等のある方推奨（必須ではありません）

- ・保育士または社会福祉士の資格を有する方
- ・教員免許を有する方
- ・高校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した経験のある方
- ・大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を修めて卒業した方

●仕事等

〈報酬額〉

時給897円とし、翌月12日に支給。条件を満たす場合に、通勤手当、時間外勤務手当に相当する報酬及び期末手当を支給。

〈勤務時間〉

(1)12:30～17:30 (2)8:00～17:30（休憩時間90分）

※学校の下校時間により、始業時間が変動します（午前授業の日以外は13:50以降からの勤務）通常は(1)の時間の範囲内で、夏休み等学校の休業時は(2)の時間の範囲内の勤務となります。

〈業務内容〉

銀山放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員（又は補助員）として放課後及び学校休業日に小学生児童に遊びや生活の指導を行う。

〈就業場所〉

ぎんれい36A棟集会室（銀山3丁目1番5号）

〈休日等〉

土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月5日）、年次有給休暇及び特別休暇有り。

〈社会保険〉

適用なし

〈その他〉

正規職員と同様に服務規定が適用され、それに反した場合は懲戒処分の対象となります

●応募方法及び期限

所定の申込書（A判両面）に必要事項を記入の上、役場総務課へ持参又は郵送してください。

※採用者が決定次第、募集終了とします

●面接及び任用の決定

面接の日程については応募された方に随時通知。

任用の決定は、面接後7日以内に通知

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

する報酬及び期末手当を支給。休日等は、土曜日、日曜日、国民の祝祭日及び年末年始（12月31日～1月5日）。年次有給休暇や特別休暇（夏季休暇等）あり

〈社会保険〉

雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入

〈その他〉

正規職員と同様に服務規定が適用され、それに反した場合は懲戒処分の対象となります

●応募方法及び期限

所定の申込書（A判両面）に必要事項を記入の上、役場総務課へ持参又は郵送してください。

※採用者が決定次第、募集終了とします

●面接及び任用の決定

面接の日程については応募された方に随時通知。

任用の決定は、面接後7日以内に通知。

●

●



町からのお知らせ

仁木町が取り組んでいる各種事業・施策、国・北海道・関連機関からのお知らせなど、暮らしに役立つ情報をご紹介します。

活用してみたい制度や、気になる情報がありましたら、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。



確定申告【障害者控除とおむつ代の 医療費控除】について

お問い合わせ先
ほけん課介護保険係
☎32-2514

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方が、所得税や町道民税の確定申告の「障害者控除」又は「おむつ代の医療費控除」を受けるために必要な証明書類を交付しています（申請が必要となります）。

●障害者控除

〈証明基準〉

1.認定書交付の対象者は、身体障害者手帳又は療育手帳などを有していない65歳以上の要介護認定を受けている方。

2.主治医意見書の記載事項が次のどちらかに該当していること。

・「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「ランクA」以上であること。

・「認知症高齢者の日常生活自立度」が「ランクⅡ」以上であること。

●おむつ代の医療費控除

〈証明基準〉

1.確認書交付の対象者は、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる65歳以上の要介護認定を受けている方（1年目は医師による

証明書が必要となります）。

2.主治医意見書*の記載事項が次のどちらにも該当していること。

・「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が「ランクB1」以上であること。

・尿失禁の状態であることが確認できること。

※おむつを使用した当該年に限らず、その前年又はその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る）に作成された主治医意見書となります。

おむつ代以外にも医療費の控除となる介護費がありますので、詳しくは財政課税務係（☎32-2512）へお問い合わせください。

また、確定申告に必要な証明書類については、ほけん課介護保険係までお問い合わせください。



特別児童扶養手当をご存知ですか？

お問い合わせ先
住民課おもいやり係
☎32-2513

20歳未満の重度、または中度の障がい児を養育されている方に支給されるのが、特別児童扶養手当です。

手当を受ける資格があっても、請求をしないと受けることができませんので、該当すると思われ

る方は、お早めに手続きをしてください。

なお、特別児童扶養手当には所得制限があるほか、児童福祉施設に入所している場合などは支給されません。

お問い合わせは住民課おもいやり係まで。



建設発生土の受け入れ希望者を募集しています

お問い合わせ先
建設課土木係
☎32-2516

令和4年度以降の余市川改修工事により発生する建設発生土の受入地確保について、小樽建設管理部余市出張所から依頼がありましたので、受け入れを希望される方は、建設課土木係まで連絡ください。
発生時期は令和4年度～7年度で、約15万㎡の砂質土・礫質土の発生が予想されています。



スマホでe-Tax！

お問い合わせ先
余市税務署
☎22-2093（代表）

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方や、事前に税務署で専用のID・パスワードを取得している方は、スマートフォンでのe-Tax（電子申告）が利用できます。

新型コロナウイルス感染症予防のため、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ご自宅などで申告書の作成・提出をお願いします。

なお、混雑緩和のため、税務署の確定申告会場

への入場には「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、確定申告会場で当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントでの事前発行ができます。

申告書の作成や入場整理券の配付方法などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら



自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

お問い合わせ先
札幌道税事務所自動車税部
☎011-746-1190

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

●引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をして下さい。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和4年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

●変更登録が間に合わないときは……

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

☎ 札幌道税事務所自動車税部

☎ 011-746-1190（自動音声でご案内します）

HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.html>



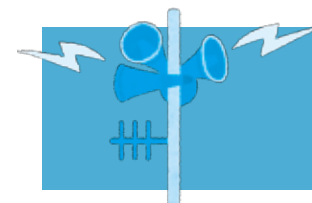
町の税金などを金融機関の窓口で支払うときの手数料について

お問い合わせ先
出納室
☎32-3950

令和4年4月1日から北洋銀行本支店窓口で町の税金や水道使用料などを支払う場合は、金融機関への手数料がかかります。詳細は北洋銀行へお問い合わせください。

なお、口座振替をご利用の方は、今までどおり無料となりますので、納付に便利な口座振替をご利用ください。

また、北海道信用金庫、ゆうちょ銀行、新おたる農業協同組合の窓口納付や口座振替も今までどおり無料となります。



防災行政無線を用いた情報伝達試験実施のお知らせ

お問い合わせ先
企画課情報防災係
☎32-3953

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、消防庁によるJアラート※を用いた情報伝達試験が全国一斉に行われます。これに伴い、屋外スピーカーとご自宅にある防災行政無線戸別受信機から、試験放送が流れます。

町民の皆さまへの情報伝達体制について、万全を期すための試験放送ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

1. 試験実施日時 令和4年2月16日（水）午前11時00分頃
2. 試験放送内容 屋外スピーカーと、自宅など建物内にある防災行政無線戸別受信機から、一斉に次のように放送されます。

放送内容

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、Jアラートのテストです。」×3回繰り返し
- ③ 「こちらは、防災にきです。」
- ④ 下りチャイム音

※Jアラート（全国瞬時警報システム）とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



令和4年2月28日までの期間、風しん抗体検査・予防接種を公費で受けられます

お問い合わせ先
ほけん課保健係
☎32-2514

- 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体保有率が他の世代に比べて低く（約80%）なっています。

- そのため、令和4年2月28日までの期間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者とし、令和3年度当初にクーポン券をお届けしています。

※予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種

- 対象者の方には、お届けするクーポン券を利用して、まず抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

※今年度は国の指針に基づき、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方にクーポン券を送付しています。

令和3年3月以降に仁木町に転入し、転入前の自治体が発行したクーポン券未使用で、抗体検査を希望される方は、ほけん課保健係までご連絡ください。

伝くらしの伝言板



子どもが安心安全にスマートフォンを利用するために

満18歳未満の子どもにスマートフォンなど、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に充分注意してください。

- ①適切にインターネットを利用するSNSを利用して子どもたちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。
- ②家庭のルールを作る長時間利用によるネットの依存症も増加しています。

適切な生活習慣が身につけられるように、子どもと一緒に話し合い、それぞれご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることが、ポイントです。

- ③フィルタリングなどを設定する「フィルタリング」は、知識が十分でない子どもが、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子どもたちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォンなどには必ず「フィルタリング」を設定してください。実際に起きたトラブル事例をもと

『北方領土の日』特別啓発

手を繋ぎ 返還願う 大きな輪

令和3年度 北方領土に関する標語 キヤッチコピー 最優秀作品
1月21日から2月20日までの1ヶ月間を特別啓発期間として、署名活動など北方領土返還要求キャンペーンを実施します。

毎年2月7日は『北方領土の日』です。

北方領土復帰期成同盟後志地方支部

国民年金に関するお知らせ

●こんな時は届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。加入などの届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない恐れがあります。また、年金額が減額される可能性がありますので、忘れずに手続きしてください。手続きが必要なのは次のような場合です。

会社を退職したとき

厚生年金に加入していた60歳未満の方が退職したとき。

○届出に必要なもの
年金手帳、退職したことがわかる証明書

配偶者の扶養から外れたとき

厚生年金加入者の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満）の収入が扶養要件の範囲を超えたとき、または離婚などで扶養を外れたとき。

○届出に必要なもの

年金手帳、配偶者からの扶養

から外れたことがわかる証明書

配偶者の扶養に入っていたが、配偶者が退職したとき

配偶者が退職して厚生年金の加入者でなくなったとき。

○届出に必要なもの
年金手帳、配偶者が退職したことが分かる証明書

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、免除や納付猶予制度がありますので、お気軽にご相談ください。

国民年金に係る照会や相談については、左記までお問い合わせください。

問 小樽年金事務所

☎ 0134(65)5002

問 住民課住民係

☎ (32)2513



余市警察署だより

冬道も ルールを守って 交通安全



北海道警察では、皆さまの安心安全な生活を守るため日々努力しておりますが、その実現には、皆さまのご協力が必要不可欠です。このコラムでは、皆さまに実践していただきたい様々なポイントをご紹介します。

●違法・迷惑駐車防止

違法・迷惑駐車は、

- ・道路を狭くして通行の妨害
- ・見通しが悪くなり、歩行者事故などの原因
- ・緊急車両の活動の妨げ
- ・除雪作業の障害

になります。

違法・迷惑駐車は、見通しが悪くなり事故の危険が高まるほか、消防や救急活動を妨げ、冬の除雪の妨げとなり歩行者や車の通行の障害となるので、絶対にやめましょう。

●『道路を車の保管場所として使用すること』も保管場所法という法律違反となります。

この法律には、道路上に長時間駐車（12時間以上の駐車、夜間にあつては8時間以上の駐車）をしてはならないことなどが定められており、長時間駐車の場合は、罰金20万円以下、違反点数2点という重い罰則が科せられています。

●冬道の安全運転

冬道の運転は

- ・時間に余裕を持った運転を心がける
- ・スピードダウン
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドルなどの「急」のつく運転はしない
- ・雪山などで見通しが悪くなるのでいつも以上に安全確認をする
- ・悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

冬は、交差点付近や建物等の日陰になる所、トンネルの出入口、橋の上等が凍結しやすくスリップ事故が多くなります。交差点付近は、雪山などで見通しが悪くなるので特に事故の危険があります。時間にゆとりを持ち、安全確認をしっかりとって交通事故を防止しましょう。



仁木町内での事故発生状況

区分	件数	死者	負傷者
1月発生件数	0件	0人	0人
R4年累計	0件	0人	0人

※令和4年1月1日から人身事故のみ集計

187日

交通事故死ゼロの日
R3.7.21～R4.1.24



各種自衛官募集

平和を守る、力になる。

自衛隊では、自衛官候補生（男子・女子）、予備自衛官補（一般・技能）を募集します。

なお、自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が、18歳以上33歳未満に改正されました。詳しくは、左記までお問い合わせください。

※当事務所では、新型コロナウイルス感染症予防対策を万全にして、説明会を随時行っています。

問 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所
☎ 0134(22)5521



戸籍の窓

●こんにちは赤ちゃん

三木 紅葉ちゃん（北 町）

●いつまでもお幸せに

渡邊 大祐さん

石下 貴子さん（東 町）

●ご冥福をお祈りします

井村 ハナエさん（95歳／大江 町）

木内 清子さん（83歳／南 町）

石田 節子さん（89歳／北 町）

森 君子さん（75歳／銀 山 町）

松山 重雄さん（77歳／北 町）

春木 善夫さん（82歳／大江 町）

笠井 正義さん（84歳／南 町）

安崎 正彦さん（85歳／北 町）

齋藤 真一さん（92歳／然 別 町）

平島 トキさん（101歳／北 町）



まちのカレンダー

まちの『どうしたらいいの?』は、以下の担当課までお問い合わせください

- 戸籍、出生・死亡、ごみなどのお問合せは 問 住 民 課 ☎32-2513
- 国保、介護、育児、健康相談などのお問合せは 問 ほ け ん 課 ☎32-2514
- その他、行政に関するお問合せは 問 総 務 課 ☎32-2511

●令和4年2月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	1	2	3	4	5

●令和4年3月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

●行事名 会 会場 問 お問い合わせ先 ☎電話番号 ㊟メール + 当番病院 ㊟歯科当番医 ㊟水道修理

2月

3 木

●広報『仁木』2月号発行 問 総務課 ☎32-2511

4 金

5 土

㊟藤田設備 ☎080-3268-0706

6 日

+ よいちクリニック ☎21-4570

㊟長内水道配管 ☎32-2105

7 月

8 火

9 水

●第8回仁木町やすらぎ大学「レクリエーション」 会 町民センター／9:20～ 問 教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ

●運転免許更新時講習 違反講習／13:00～ 優良講習／15:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎22-0110

10 木

●仁木町営住宅入居者募集申込開始 会 建設課 問 32-2516

●第2期短期集中予防サービス運動教室 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中

11 金

建国記念の日

+ 森内科胃腸科医院 ☎32-3455

㊟Niki配管設備 ☎32-2647

12 土

㊟関組 ☎22-4782

13 日

+ 脳神経外科よいち汐風クリニック ☎21-5566

㊟北悠建設 ☎32-3101

14 月

●無料あんしん法律相談 15:30～16:30 問 社会福祉協議会 ☎32-3959 ※予約制・電話対応

15 火

●運転免許更新時講習 一般講習／13:00～ 初回講習／14:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎22-0110

16 水

●離乳食教室 会 保健センター／10:00～12:00 問 ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ

●無料法律相談 会 余市中央公民館／13:00～16:00 問 総務課 ☎32-2511 ※予約制

●リハCaféニキボー（尾根内地区） 会 尾根内会館／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制

17 木

●第2期短期集中予防サービス運動教室 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中

18 金

●仁木町子ども体験塾第7回講座「スノーキャンドルを作ろう」 会 町民センター／14:30～ 問 教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ

㊟高橋配管設備 ☎22-5571

19 土

+ わたなべ内科医院 ☎22-3989

㊟堀川管工設備工業 ☎23-3032

20 日

21 月

22 火

●リハCaféニキボー（仁木地区） 会 町民センター／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制

●行事名 会 会場 問 お問い合わせ先 ☎電話番号 ㊟メール + 当番病院 ㊟歯科当番医 ㊟水道修理

2月

23 水

天皇誕生日

+ 北郷耳鼻咽喉科医院 ☎23-5533

㊟今野設備 ☎090-3118-4433

24 木

●仁木町営住宅入居者募集締切 会 建設課 問 32-2516

●第2期短期集中予防サービス運動教室 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中

●運転免許更新時講習 違反講習／13:00～ 優良講習／15:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎22-0110

●無料あんしん法律相談 会 保健センター／13:30～14:30 問 社会福祉協議会 ☎32-3959 ※予約制

25 金

●第20回仁木町農業委員会総会 会 委員会室／10:30～

●3か月・6か月・9か月児健診 会 保健センター／13:00～ 問 ほけん課 ☎32-2514 ※対象者のみ

●第11回ブックスタート事業 会 保健センター／14:00～ 問 教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ

26 土

●第40回町民スキー大会 会 仁木町民スキー場

㊟藤田設備 ☎080-3268-0706

27 日

+ 勝田内科皮フ科クリニック ☎22-3843

㊟長内水道配管 ☎32-2105

28 月

3月

1 火

●仁木町やすらぎ大学修了式 会 町民センター／9:20～ 問 教育委員会 ☎32-3621 ※対象者のみ

●リハCaféニキボー（然別地区） 会 然別生活館／13:30～15:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※予約制

3 木

●広報『仁木』3月号発行 問 総務課 ☎32-2511

●第2期短期集中予防サービス運動教室 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※参加者募集中

4 金

●認知症講演会 会 町民センター／13:30～15:00 問 地域包括支援センター ☎32-3855 ※p.7参照

5 土

㊟Niki配管設備 ☎32-2647

6 日

+ 中島内科 ☎22-3866

㊟関組 ☎22-4782



未来ある子どもたちを交通事故から守りましょう！ 仁木町チャイルドシート購入補助事業

お 問 い 合 わ せ 先
総務課広報交通係
☎32-2511

町では平成12年度から、6歳未満の子どもをお持ちの保護者の皆さまに、チャイルドシート購入費の一部を補助する事業を行い、昨年度末までに197件の補助を行っています。地域の宝である子どもたちの命を守るため、チャイルドシート購入費の一部（購入費の1／2、上限10,000円）を補助しますので、お気軽にお問い合わせください。

チャイルドシートは大切な命を守ります

警察庁、JAFの調べによると、6歳未満の子どものチャイルドシート着用率は70％程度で、年齢が上がるにつれ着用率は下がる傾向にあります。

チャイルドシート未着用で事故が起きると、子どもは車内で強い衝撃を受けることはもちろん、場合によっては車外に飛び出してしまうなど大きな危険にさらされます。万が一のリスクを減らすためにも、必ずチャイルドシートを着用しましょう。

チャイルドシート購入補助の申請方法

補助金の申請をされる方は、次の書類を持参のうえ、総務課で申請してください。

1. チャイルドシート購入時の領収書やレシート
2. 国土交通省認定形式指定マークが確認できるもの（チャイルドシートの取扱説明書など）
3. 助成金の交付を受けようとする方、チャイルドシートを使用するお子さんの身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証、母子手帳など）
4. 振込先金融機関の口座がわかるもの
5. 印鑑

私

がこのコラムを書くのもこれで最後。今回は仁木町地域おこし協力隊について書いてみようと思います。

町内には、まだまだ協力隊に対して懐疑的な意見が多いように思いますが、皆さまはどのような意見をお持ちでしょうか？私も「どこで何しているかわからない」「そもそも協力隊ってなんなの？」という声をチラホラ聞いたことがあります。

簡単に協力隊の制度を説明しますと、都市部から過疎地域へ移住し、地域振興活動を行いながら、任期終了となる3年後に定住を図るという制度で、総務省が定めたものです。

また、協力隊という制度はわかるけど、「協力隊を受け入れたことによってどんな成果があがったのか？」という疑問をお持ちの方も多いと思います。

3年間という短い期間で、目に見える形の成果を上げるというのは、なかなか難しいものだと思いますが、過去の協力隊員の取組では、『フルーツ&ワインマラニック』に代表される新しい地域イベントを生み出したり、町外から企業を誘致したりと、仁木町にこれまで無かった新しい価値を生み出すことに成功しています。

また、任期終了後の定住について



では、わかりやすい指標がありますので紹介します。

協力隊制度を管轄する総務省の調査データを見ますと、2011年〜2019年に協力隊員が派遣された地域に定住した割合は、約50%となっています。協力隊が2名移住してきたら1名が、任期後もその市町村に定住しているということです。私たちの代で協力隊として移住してきたのは7名。訳あって途中で辞

めてしまった2名もいますが、残りの5名は今年の3月と4月で3年間の任期が終了する予定です。そのうち3名は、農家として土地を取得し農業を開始、1名は会社を設立、もう1名は農家になるという新たな目標を定め研修を開始します。そして任期終了後も全員が仁木町に定住予定となっています。

7名のうち、5名が任期終了後も仁木町に住むということなので、定住割合は70%を超えてきます。先ほどの総務省のデータと比べると、協力隊本来の目標は達成することができていると私は思うのですが、皆さまはどう感じるのでしょうか？

仁木町には、昨年新しい隊員が入ってきていますが、各々しっかりと地域活性化に向けた活動を行っています。すぐに目に見える結果が出るわけではないかもしれませんが、地域住民のみなさまには温かく見守っていただければと思います。

最後に、私個人としては、任期終了後も町の特産品を町外へ知ってもらう活動をしながら、仁木町で楽しく暮らしていきたいと考えています。3年間の協力隊活動をサポートしてくださった町民の皆さま、役場職員の方々、本当にお世話になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

広報 仁木 表紙写真募集中



広報仁木では、広報の表紙を飾る、町内の四季を切り取った写真を募集しています。デジタルカメラだけでなく、スマートフォンで撮影いただいた写真でも構いません。『とっておきの仁木町』の写真を、ぜひお寄せください。応募方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

令和4年仁木町成人式には11名の新成人が出席し、晴れの日を祝いました。「大人として、大切なことは『互いに尊重し合うこと』様々な人生の背景や、価値観を持つ他者を否定せず、理解しようとする姿勢が重要だと思います」そう述べた新成人代表の鹿内さん。様々な分野で多様化が急速に進む現代社会、多くの人と、優れた人間関係を築くことで、価値ある豊かな人生を送ってください。

(撮影場所／仁木地区)



今月の表紙

●お問い合わせ先 総務課広報交通係 ☎32-2511